


明日の旭川を語る会 規約

資料-1

(名称)

第1条 本会は、「明日の旭川を語る会」(以下「語る会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本語る会は、国土交通省中国地方整備局長(以下「局長」という。)が作成した「旭川水系河川整備計画【大臣管理区間】」(以下「整備計画」という。)に基づき実施している各種施策の進捗等に関して意見を述べるものとし、また、変更が行われる場合においては、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、意見を述べるものとする。

~~2 変更に伴い事業評価が実施される場合は、再評価、事後評価等の対象事業の評価を行い、局長に対し、意見を述べるものとする。~~

2 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 語る会の委員は、局長が委嘱する。

2 語る会は、別表で掲げる委員で構成する。

(座長)

第4条 語る会には座長を置くこととし、座長は委員の互選によってこれを定める。

2 座長は語る会を代表し、語る会の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は語る会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。

4 座長に事故がある時は、語る会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(語る会の招集)

第5条 語る会は、座長が招集する。

2 語る会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。

3 語る会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 語る会は原則公開とし、公開方法については語る会で定める。

(事務局)

第7条 語る会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所に置く。

2 事務局は、語る会運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第4条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、語る会の運営に関し必要な事項については、語る会で定める。

(附則)

この規約は平成31年 2月28日から施行する。

令和4年 月 日一部改正

「明日の旭川を語る会」委員名簿（案）

< 委員 >

氏 名	職 名	専門分野
阿部 宏史 (あべ ひろふみ)	<u>環太平洋大学 副学長</u>	都市・地域計画学 <u>経済</u>
宇佐美 英司 (うさみ えいじ)	岡山弁護士会	法律
岡山 一郎 (おかやま いちろう)	山陽新聞社 <u>論説主幹</u>	地域振興
<u>清家 章</u> (せいけ あきら)	<u>岡山大学 学術研究院 社会文化科学学域 教授</u>	<u>考古学</u>
近森 秀高 (ちかもり ひでたか)	<u>岡山大学 学術研究院 環境生命科学学域 教授</u>	流域水文学
中田 和義 (なかた かずよし)	<u>岡山大学 学術研究院 環境生命科学学域 教授</u>	保全生態学 (水生動物)
西垣 誠 (にしがき まこと)	岡山大学 名誉教授	地盤環境解析学
波田 善夫 (はだ よしお)	岡山理科大学 名誉教授	環境 (植物)
<u>藤井 義弘</u> (ふじい よしひろ)	<u>元 岡山県農林水産総合センター水産研究所 所長</u>	漁業
前野 詩朗 (まえの しろう)	<u>岡山大学 学術研究院 環境生命科学学域 特任教授</u>	河川工学 (水工学)
丸山 健司 (まるやま けんじ)	日本野鳥の会 岡山県支部長	環境 (鳥類)

(敬称略 五十音順)

< オブザーバー >

氏 名	職 名	専門分野
<u>赤穂 良輔</u> (あこう りょうすけ)	<u>岡山大学 学術研究院 環境生命科学学域 准教授</u>	<u>河川工学</u> <u>(水工学)</u>

明日の旭川を語る会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、明日の旭川を語る会（以下「語る会」という。）の議事内容について、流域住民等への周知を図るため、公開の方法を定めるものである。

(語る会開催の周知)

第2条 語る会の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局及び岡山河川事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

(語る会の公開)

第3条 語る会は原則公開とし、傍聴に必要な事項は別途定める。
2 語る会で委員に配布される資料は、貴重な生物種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を公表する。
3 語る会の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

(その他)

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、語る会で定める。

附則

(施行期日)

この規定は平成20年 2月22日から施行する。

明日の旭川を語る会 傍聴規定

(目的)

第1条 本規定は、明日の旭川を語る会（以下「語る会」という。）の運営に関し、議事を円滑に進めるため、傍聴に必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所(居住地の市、又は町名)および氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、語る会開始予定時刻の10分前とし、語る会開始後の入退室は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

(語る会の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 語る会の撮影、録画をしてはならない。
- ② 語る会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 傍聴者は所定の用紙により意見等を提出することができる。
- ⑤ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑥ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑦ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑧ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- ⑨ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑩ 前項のほか会議進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退室等の措置)

第5条 座長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に語る会会場よりの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、語る会で定める。

附則

(施行期日)

この規定は平成20年 2月22日から施行する。